

温泉法の一部を改正する法律 (平成19年11月公布)の概要

法律改正の必要性

温泉から発生する可燃性天然ガスによる災害の危険性
(平成19年6月に渋谷区の温泉施設で起きた爆発事故等)

<現行の温泉法の法目的>

温泉の保護及びその利用の適正(可燃性天然ガスによる災害防止は対象外)



<今回の法改正>

法目的に「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加えるとともに、温泉の掘削及び採取に際し、具体的な災害防止対策の実施を義務付ける。

改正の概要

1. 目的の改正

従来目的である「温泉の保護」「利用の適正」に加え、「温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止」を目的に追加。

2. 温泉の採取に伴う災害の防止

(1) 温泉の採取の許可制の新設(第14条の2)

- 温泉の採取を行う者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととする。ただし、可燃性天然ガスが発生していない温泉((2)の確認を受けたもの)については、許可を受けることを要しない。
- 許可基準は、「可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準への適合」とする。

<技術基準の内容(環境省令)>

- ・ 温泉水とガスの十分な分離、周辺の火気使用禁止 等
(屋内、屋外共通)
- ・ ガス換気設備の設置、ガス警報設備の設置 等 (屋内)
- ・ 基準に適合することについて都道府県職員による実地の確認 (屋内)

(2) 災害防止措置が必要ない旨の確認(第14条の5)

温泉の採取を行う者は、災害防止措置が必要ない旨の都道府県知事の確認を受けることができることとする。

<確認基準の内容(環境省令)>

- ・ 温泉の採取場所でガス濃度を測定し、一定濃度以下である場合 又は
- ・ その他都道府県知事がガスを含まないと認めた場合(ガスを含まないと考えられる地域内にある場合等)

(3) 基準不適合の場合の許可取消し、措置命令(第14条の9)

採取の実施中に技術基準に適合しなくなった場合は、都道府県知事は、許可の取消し、災害防止措置の命令ができることとする。

(4) 採取廃止後の措置命令(第14条の8)、緊急措置命令(第14条の10)

採取廃止後2年以内 又は 採取実施中に、災害発生のおそれが生じた場合は、都道府県知事は、措置命令ができることとする。

3. 土地の掘削に伴う災害の防止(第4条～第9条の2)

都道府県知事による許可の基準として「可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準への適合」を追加。

<技術基準の内容(環境省令)>

噴出防止装置の設置、周辺の火気使用禁止 等

掘削時においても、2. (3)、(4)と同様の規制を設けることとする。

4. 施行期日、経過措置

- 公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。
→ 平成20年10月1日(2. (2)は平成20年8月1日)
- 施行の際現に温泉の採取を行っている者については、2. の許可制度の適用は、法の施行後6月を経過した後とする。
→ 平成21年4月1日

温泉法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年5月公布)の概要

改正法の概要

土地の掘削に伴う災害の防止

許可の基準として、「可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術基準への適合」を追加する

温泉の採取に伴う災害の防止

① 温泉の採取の許可(②の確認を受けた者を除く)

許可の基準は、「可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術基準への適合」とする

② 災害防止措置が必要ない旨の確認

災害防止措置が必要ないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、確認を受けることができることとする

改正規則の概要

1. 掘削に係る災害の防止に関する技術基準

- 掘削口から敷地境界線までの距離を8メートル(ガスの噴出のおそれがない場合は3メートル)以上とすること
- 上記の範囲内における火気の使用禁止・立入りの制限
- ガスの噴出のおそれがある場合の噴出防止装置の設置
- 携帯型ガス測定器及び消火器の備付け
- 掘削口周辺のメタン濃度の測定等、日々の点検の実施
- 掘削時災害防止規程の作成・備付け 等

2. 採取に係る災害の防止に関する技術基準

(1) 温泉井戸等が屋外にある場合の基準

- ガス分離設備の設置
- ガス発生設備(温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口)の屋内設置の禁止(多雪・寒冷地及び既存施設の温泉井戸等を除く)
- ガス発生設備周辺の火気の使用禁止・立入りの制限
- 配管の閉塞防止措置
- ガス発生設備等の異常の有無の点検
- 採取時災害防止規程の作成・備付け 等

(2) 温泉井戸等が屋内にある場合の基準 ((1)の基準に加えて実施)

- ガス換気設備の設置・常時運転
- ガス警報設備の設置
- 防爆性能を有しない電気設備の新設禁止
- 携帯型ガス測定器及び消火器の備付け
- 屋内のメタン濃度の測定等、日々の点検の実施 等

〔※ これらの設備の設置状況については、都道府県の職員による
実地の確認を受けること〕

3. 災害防止措置の必要がない温泉の基準

- 環境大臣が告示でメタン濃度の測定方法及び基準値を定めることとする